

仕様書

国際部地球環境対策推進室

1. 件名

有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

2. 背景及び目的

NEDO では、気候変動/地球温暖化対策として、日本の低炭素技術による実証事業を海外で行い、技術課題の解決を図るとともに、相手国政府とも協力して当該技術の普及に努めてきた。特に 2013 年度からは、二国間クレジット制度（The Joint Crediting Mechanism、以下、JCM）を活用して、温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価し、日本の国際貢献の見える化を図っている。

2015 年にパリ協定が採択された以降、途上国を含めて各国が NDC（Nationally Determined Contribution）を掲げて地球温暖化対策に取り組む必要が生じ、日本の低炭素技術に対する期待は一層高まっている。加えて、2020 年の菅元総理の「2030 年の温室効果ガス目標 46%削減」や、COP26 におけるパリ協定第 6 条の合意を受け、カーボンニュートラルに向けた活動が活発となり、様々な新しい技術が提案され、実現に向けて取り組まれている。NEDO としても、低炭素技術の実証事業を始めとした様々なスキームで、日本技術の海外展開を支援していくこととしている。

一方で、時間の経過とともに、技術課題を求める NEDO 低炭素実証事業では、省エネ機器・再エネ導入を目指す従来の技術から、デジタルソリューションを活用した技術に中心が移行しており、実証前調査・実証事業のみで新しい方法論を開発することは困難となってきた。

そこで、本年度、新たな有望技術の海外普及を JCM の活用により支援するため、「有望かつ方法論が未整備」の技術を対象として、あらかじめ方法論を作成するための調査を実施する。

3. 対象技術

我が国が優位性を発揮し得る、相手国/地域側と協力しながら大規模な温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のもの（例えば以下①～⑤）を対象とする。

- ① 火力発電におけるアンモニア混焼
- ② 改質水素
- ③ 再エネ水素
- ④ 蓄電池による風力発電の品質改善
- ⑤ CCUS

提案にあたっては対象となる技術・システムを明記し、「日本発の低炭素・脱炭素技

術であること」、「承認済 JCM 方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を提案書内で説明すること。

4. 新規方法論を適用する対象国

JCM パートナー国(*1)の他、パートナー国を 30 か国程度とすることを目指す政府方針を踏まえ、新規国(*2)での提案も受け付ける。ただし、現地への渡航については、外務省海外安全情報（感染症危険情報(*3)は含まない）が原則レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上(*4)に指定されている国・地域は除く。

なお、上記で対象となる国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>) に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第 3 の 2）及び懸念 3 か国（輸出貿易管理令別表第 4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とする。

(*1) JCM パートナー国

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html)

(*2) 新規国となりうる地域の例 アフリカ、南西アジア、東南アジア、南米

(*3) 感染症と出張に関する考え方

実施者（提案者）の社内規定に基づいた実施者の判断を尊重しますが、委託事業については、NEDO 側で出張の必要性と現地での感染リスクを十分に検討いたします。また、複数の事業者に委託している場合には、事業者間の合意形成が行われていることも NEDO 側で確認いたします。

ただし、外務省の指定する感染症危険レベルが 3 以上の国・地域への出張は原則認めません。

(*4) レベルに関する考え方

事業の開始後に危険情報レベルが 2 以上に引き上げられた場合には、原則危険情報レベルが 1 に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張を中断していただくことがあります。危険情報レベルの 1 への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止していただく場合があります。なお、委託事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>)

5. 調査内容

上記の目的を達成するため、以下の項目について、NEDO の確認を得て実施する。

(1) 前提条件の検討

方法論の開発に具体性を持たせ、排出削減効果の試算に必要なパラメータを設定することを目的として、低炭素実証事業を念頭に、NEDO と相談の上、適用対象とする実証プロジェクトを想定する。なお、仮想的な事業を想定することも可とする。事業規模、対象国、実施手順等の件は、低炭素実証事業の公募条件*に準じることとする。ただし、当該条件で対象とする技術の実証事業を行うことが困難な場合は、NEDO に確認の上、条件の変更を行うことができるものとする。

*2023 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業

／低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」

https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100210.html

（２）新規方法論の開発

前項で想定した実証プロジェクトに適用できる方法論を、当該国と日本とが締結した JCM ガイドライン等に準拠し、純削減の担保を考慮して開発する。開発した結果は、各国の”Proposed Methodology Form”に準じて日本語でとりまとめるとする。開発に当たって本調査で解決が困難な課題が見つかった場合は、速やかに NEDO に報告し、その指示に従うものとする。

（３）温室効果ガス排出削減効果の試算

（１）項で想定した実証プロジェクトを念頭に、前項で策定した方法論に必要なデフォルト値を設定するとともに、可能な限り合理的な想定に基づき、測定値を推定する。その結果を踏まえて、方法論に基づいて排出削減見込み量を算出する。また、得られた排出削減見込み量に、どの程度の保守性が担保されているかを明らかとする。

（４）その他

上記の項目以外で、本調査目的に合致するような受託事業者による主体的な調査や提言については、NEDO と協議を経て実施することとする。

6. 調査期間

NEDO が指定する日から原則 2024 年 3 月 31 日（日）まで

7. 予算額

1 件当たり 20 百万円以内（税込）

8. 調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限一ヶ月前にドラフト版を提出すること）

提出部数：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式：文字数 200 字相当）

② 英文要約書（テキストファイル形式：文字数 200 字相当①の英訳版）

③ 和文調査報告書本文（PDF ファイル形式とワードファイル形式）

④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）

9. 調査報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルにて提出）。
- ⑤ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>) を参照のこと。
- ⑦ 調査報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、調査報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイル（電子ファイル）にて1部提出すること。
- ⑧ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則1か月前までに NEDO へドラフト版を提出すること。

10. 調査実施方法

- ① 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ② 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDO の指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月1回程度）に NEDO への報告、打ち合わせを行うこと。NEDO への報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則終了後3営業日以内に打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ③ 現地調査の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成し NEDO と十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル2以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、原則として3営業日以内に NEDO に出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDO が別途指示する。また、相手国を所管する NEDO 海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ④ 現地調査やヒアリングについては、NEDO 担当者が同行する場合がある。

11. 報告会等の開催

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDO が開催する委員会、機構内研修会、中間報告会、成果報告会等で報告を依頼することがある。その際は、別途、報告資料を作成すること。（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出。）

12. その他

- ・本仕様書に定めなき事項については、NEDO と受託者が協議の上で決定するものとする。
- ・本調査の採択は、必ずしも「低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」に進むことを保証するものではない。

以上